

令和8年度第1回 鈴鹿市上下水道事業経営審議会資料

水道料金体系の検討

令和8年5月11日
鈴鹿市上下水道局



「すずかの水道」キャラクター
すいてきくん

目次

1 はじめに	1
2 水道料金体系の現状分析	3
3 新料金体系（案）	10
4 今回の審議会のまとめ	21
参考資料	24
用語解説	33

Ⅰ はじめに

Ⅰ.Ⅰ 令和7年度第4回審議会の振り返り

前回の審議会では、料金改定について①～③の各パターンの比較の結果、料金を支払う利用者の負担の観点及び本市の財政状況の観点から、財源目標を達成することができる最も低い改定率であるパターン②とする方向性で合意をいただきました。今回の審議会では、パターン②の改定率25%に基づいて具体的な料金体系（案）について示します。

①【改定率18%】計画期間中に当年度純利益がマイナスにならない最低限の改定率

改定率を抑えることができるが、企業債を多額に発行しない限り資金残高目標（給水収益6か月分）を達成することができない。また、企業債残高対給水収益比率（令和6年度実績値以下）は未達となる。

②【改定率25%】企業債残高対給水収益比率目標を達成できる最低限の改定率

企業債を発行しつつ、資金残高目標（給水収益6か月分）及び企業債残高対給水収益比率（令和6年度実績値以下）を達成することができる。

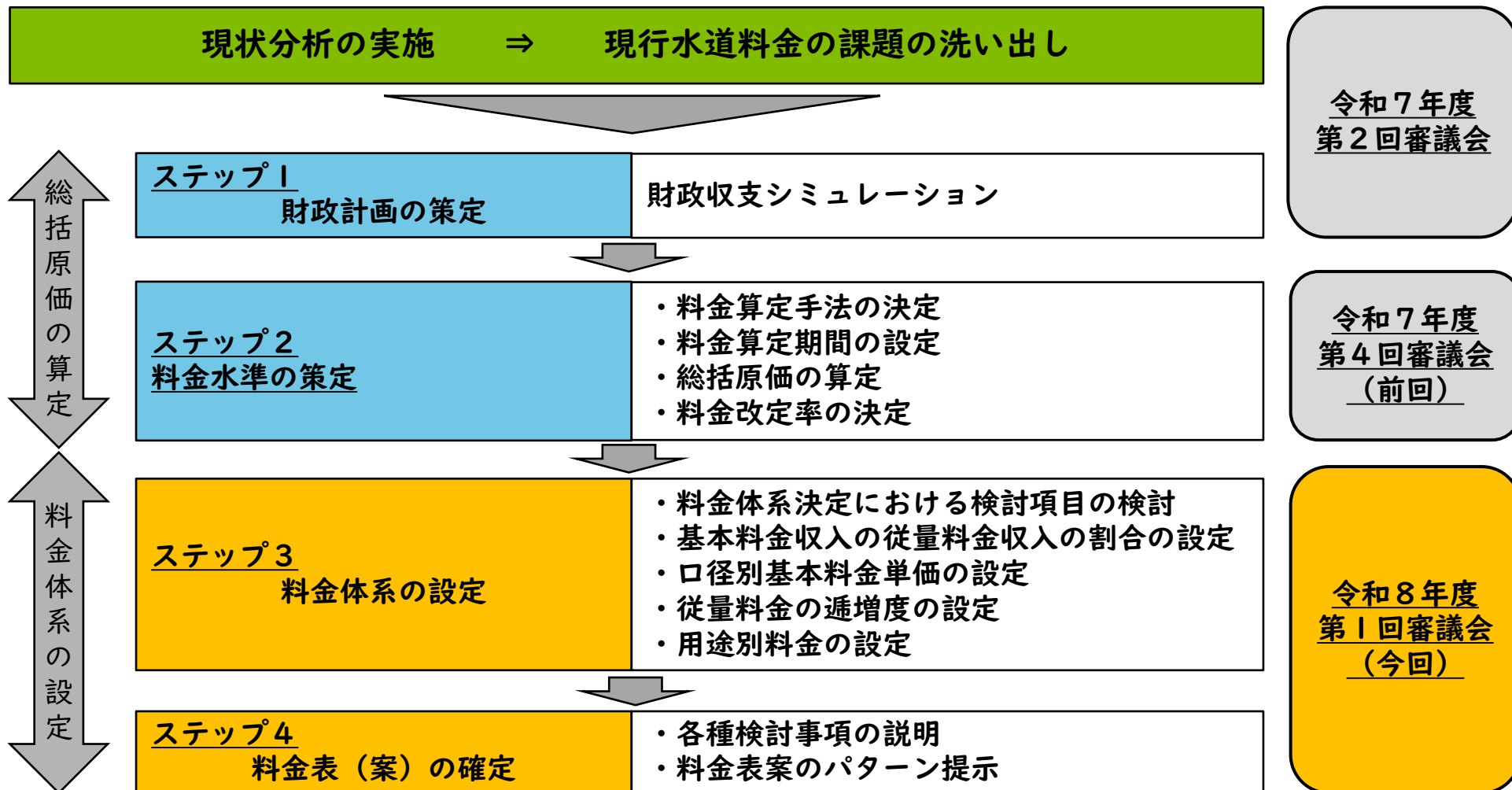
③【改定率56%】資産維持率を3%（水道料金算定要領の標準値）に設定した改定率

料金収入により資金を確保することができ、令和11年度以降、企業債を発行せずに資金残高目標（給水収益6か月分）を達成することができる。しかし、改定率が非常に高く、利用者の負担は他自治体と比較しても、かなり高い水準となることが想定される。

1 はじめに

1.2 水道料金の算定フロー

料金改定の検討は、現状分析により課題を明確化した後、ステップ1からステップ4までの流れで行います。令和7年度第4回審議会では、ステップ2を説明しましたので、今回の審議会ではステップ3～4について説明します。

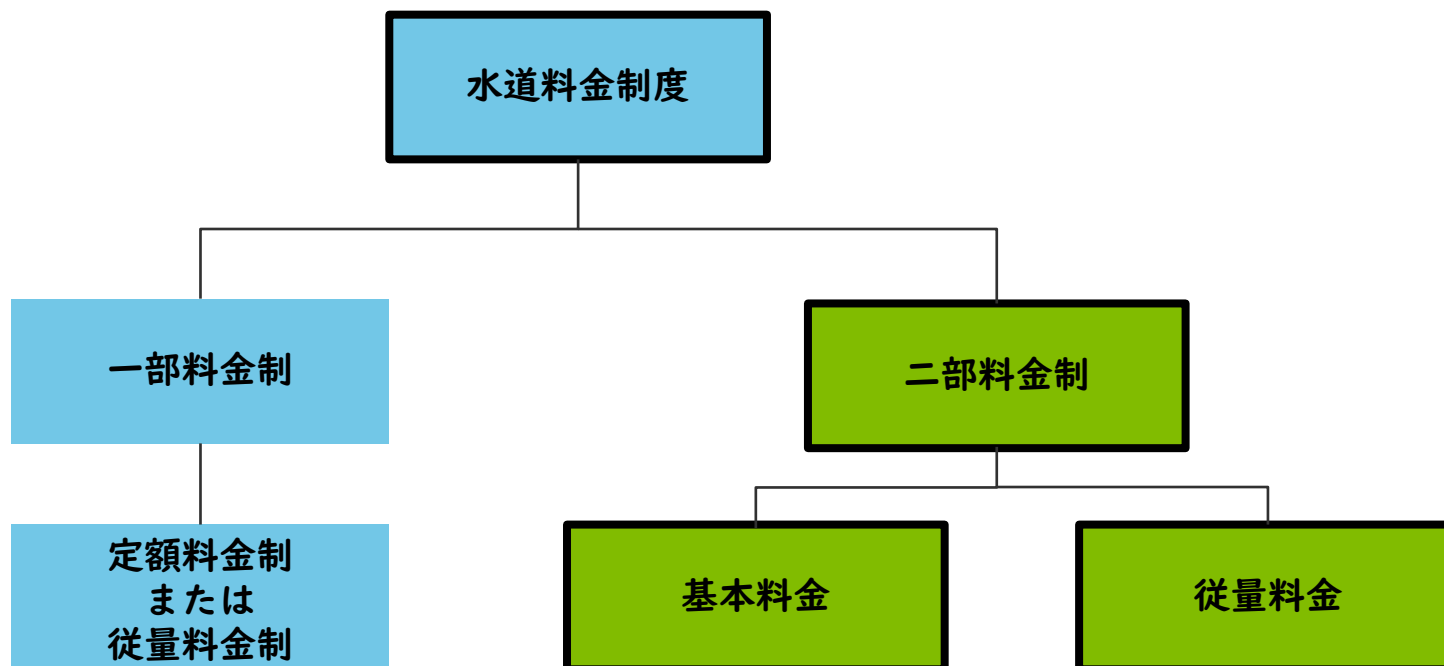


2 水道料金体系の現状分析

2.1 料金体系の類型

水道料金制度は、「一部料金制」と「二部料金制」に分類されます。そのうち、水道の使用水量に関係なく安定的に水を供給できる体制を維持するための固定費（「基本料金」）と、使用水量に応じて必要となる変動費（「従量料金」）で構成される「二部料金制」を採用している事業者が一般的です。なお、本市においても、「二部料金制」を採用しています。

【水道料金制度】



2 水道料金体系の現状分析

2.2 本市の水道料金体系

主な収入である水道料金については、平成30年に改定を行い、料金体系を次のとおりとしました。この改定では経営の安定化を図るために基本料金の比率を高めた一方、少量使用者への負担を考慮して水量区画を細分化し、最低従量料金単価を引き下げました。

【料金体系】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）16ページ）

（2か月当たり、税抜）

用途	口径	基本料金	従量料金単価（/m ³ ）	
専用栓	13mm	1,700円	使用水量 (m³) 料金単価 (円/m³)	
	20mm	2,500円		
	25mm	3,700円		
	40mm	14,700円		
	50mm	26,900円		
	75mm	53,400円		
	100mm	104,000円		
	150mm	197,000円		
	200mm	347,000円		
	300mm	777,000円		
公衆浴場用	200m ³ まで 9,000円		201m ³ 以上	125円
臨時用	20m ³ まで 10,800円		21m ³ 以上	485円

2 水道料金体系の現状分析

2.3 現行の料金体系設定時の方針（平成30年改定）

15億円以上の資金確保を目標とし、改定率12.5%としました。料金体系の設定については、経営の安定化を図るとともに、少量利用者の負担に配慮した案を採用しました。

【料金改定率】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）104ページ）

改定率	設定理由
12.5%	➤ 平成30年4月に料金改定を実施した場合、推計最終年度（令和8年度）だけでなく、推計期間（平成30年度～令和8年度）を通じて恒常的に発生する支出（6か月分）に対応できる資金水準（15億円）をおおね確保できる見通し。 ➤ 15億円以上の資金確保というのは、一事業年度に必要な運転資金を確保する観点からも必要である。



【概要】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）105ページ）

- 基本料金と従量料金の収入の割合を30%：70%に設定
⇒基本料金の割合を引き上げ、経営の安定化を図る。
- 従量料金は逓増型を維持し、少量区画を従来の1m³～20m³から1m³～10m³と11m³～20m³に細分化し、最低従量料金単価（1～10m³の単価）を60円/m³から10円/m³に引下げ
⇒少量使用者の改定率を引き下げ、負担を軽減する。

2 水道料金体系の現状分析

2.4 使用水量別・口径別の料金収入

使用水量別・口径別の料金収入は、口径別では13mmと20mmの合計が全体の7割を占めています。使用水量別では、20l^m～/2か月が最も高いものの、その請求件数が全体に占める割合は1%に満たず、大口使用者の負担が大きい状況です。

使用水量別・口径別料金収入（令和6年度）

（単位：千円、税抜）

使用水量（m ³ /2か月）	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm	合計
0	35,236	20,830	3,484	662	1,022	347	26	0	0	0	61,607
1～10	75,083	69,226	9,800	2,689	1,933	187	52	0	0	0	158,970
11～20	97,676	100,543	10,824	3,233	887	27	0	0	0	0	213,190
21～40	244,580	392,457	29,147	4,809	2,057	570	106	0	0	0	673,726
41～60	240,360	496,313	29,659	3,481	1,949	117	110	0	0	0	771,989
61～100	211,986	379,215	35,564	7,621	3,157	382	283	0	0	0	638,208
101～200	53,821	89,363	39,815	22,698	8,919	961	103	897	0	0	216,577
201～	7,190	34,646	122,686	264,079	164,768	72,707	130,584	27,021	35,216	36,274	895,171
合計	965,932	1,582,593	280,979	309,272	184,692	75,298	131,264	27,918	35,216	36,274	3,629,438

※ 口座振替割引前の額であり、かつ決算後の料金更正を反映しているため、決算値とは一致しません。

（参考）使用水量別・口径別請求件数（令和6年度）

（単位：件）

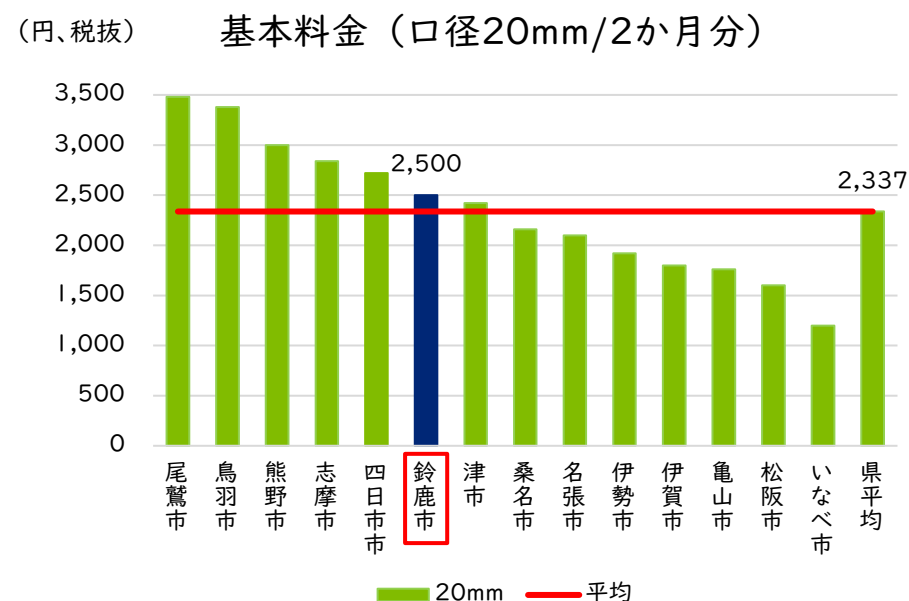
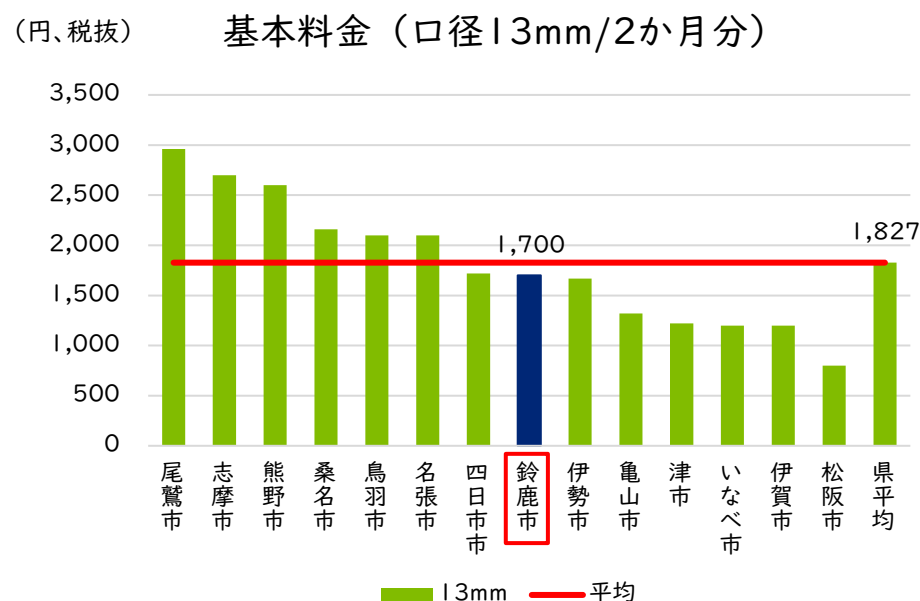
使用水量（m ³ /2か月）	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm	合計
0	22,095	9,202	977	62	43	8	1	0	0	0	32,388
1～10	45,063	28,341	2,657	187	82	7	1	0	0	0	76,338
11～20	46,006	34,209	2,618	215	35	1	0	0	0	0	83,084
21～40	67,158	85,852	5,156	301	72	18	2	0	0	0	158,559
41～60	37,846	69,237	3,549	198	69	2	2	0	0	0	110,903
61～100	19,728	33,256	2,683	334	85	11	5	0	0	0	56,102
101～200	2,683	4,262	1,576	637	189	15	2	8	0	0	9,372
201～	130	512	1,489	1,788	888	238	141	34	12	12	5,244
合計	240,709	264,871	20,705	3,722	1,463	300	154	42	12	12	531,990

※ 本市では、原則2か月に1回請求を行います。

2 水道料金体系の現状分析

2.5 他団体との比較（基本料金）

一般家庭で利用が多い口径13mmと20mmの基本料金について、13mmは県内の他団体平均（1,827円）より低い水準です。一方、20mmは県内の他団体平均（2,337円）より高い水準ですが、平均と比較して大きな乖離はありません。



※ 県平均は、本市を除いた平均値です。

県内の他団体は、総務省の地方公営企業の分類で、鈴鹿市と同様に、上水道事業-末端給水事業 の市です。

2 水道料金体系の現状分析

2.6 他団体との比較（従量料金）

従量料金は、使用水量ごとに料金単価を設定しています。県内で比較すると、最低単価は最も低く、逡増度（＝最高単価／最低単価）は最も高くなっています。

【最低単価と最高単価の幅】

（円、税抜）



※ 県平均は、本市を除いた平均値です。

	本市	桑名市	いなべ市	津市	伊賀市	松阪市	平均	四日市市	伊勢市	鳥羽市	亀山市	名張市	尾鷲市	志摩市	熊野市	県平均
逡増度	22.5	16.0	6.3	3.9	3.5	3.1	6.6	16.5	4.1	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.2	4.9
基本水量								○	○	○	○	○	○	○	○	

2 水道料金体系の現状分析

2.7 現状分析のまとめ

従量料金の逡増度が他団体と比較して高いこと、201^{m³}以上の大口使用者の料金収入に占める割合が最も高いことから、大口使用者の使用状況に影響されやすく、その水需要が減少した場合、料金収入が大きく減少することが懸念されます。

項目	特徴	料金体系設定に際しての留意点
現行料金体系の特徴	・口径13mm・20mmは、料金収入が全体の約7割、請求件数が全体の約9割超と使用者の大半を占めています。 ・使用水量21～100^{m³}/2か月は、料金収入・請求件数ともに全体の約6割を占めています。 ・使用水量101^{m³}以上/2か月は、料金収入割合が約3割を占める一方で、請求件数は全体の1割未満の割合です。	・口径13mm・20mm、使用水量21～100^{m³}/2か月の区画が、料金収入に最も影響を与えることを考慮した検討が必要です。一方、一般家庭の大半がこの区画であり、その影響にも留意が必要です。 ・一般的に、大口使用者の水需要は変動が大きいことから、大口使用者に過度に依存しない体系の検討が必要です。
他団体比較での特徴	・基本料金は、県内平均比で大きな差はありません。 ・従量料金の逡増度は、県内で最も高いことから、少量使用者と大口使用者の負担の差が大きい状況です。	・逡増度が高く大口使用者の負担が大きいことから、少量使用者の過度な負担増とならないよう留意しつつ、逡増度を引き下げる体系の検討が必要です。

3 新料金体系（案）

3.1 料金体系設定の考え方（全体）

水道料金体系については、水道料金算定要領に基づき、次の手順に沿って検討し、設定します。

料金体系の設定の手順

①総括原価の分解

- 営業費用と資本費用を需要家費、固定費、変動費に分解（P11参照）

②総括原価の配賦

- 経費の性質に応じて次のとおり配賦

需要家費：全額基本料金に配賦。基本料金は次の考えで口径別に配賦

- ✓ 検針・集金関係経費等の各使用者で均等に要する費用は、使用口径に関わらず各使用者に均等に配賦
- ✓ 量水器関係諸費は、量水器の取得価格が口径ごとに異なるため、同価格に比例して差別配賦

固定費：基本料金と従量料金に配賦（P12参照）。基本料金は次の考えで口径別に配賦

- ✓ 理論流量比（口径別の配水可能流量）に使用実態等を考慮して差別配賦

変動費：全額従量料金に配賦

③料金体系の設定

- 基本料金は②の配賦に基づいて口径別に設定
- 従量料金は②の従量料金分を均一に設定（単一型）を原則とするが、多量使用の抑制又は促進のため逓増（逓減）制も設定可能で、本市では逓増制を採用。なお、逓増度の設定基準は示されていない。

3 新料金体系（案）

3.2 料金体系設定の考え方（各原価の定義）

それぞれの定義に基づき、「総括原価」を「需要家費」、「固定費」、「変動費」の3つに分解します。

需要家費

使用水量の多寡に関係なく、需要家（使用者）が存在することによって発生する費用
（検針・集金・量水器関係費等）

固定費

使用水量の多寡に関係なく、水道施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用
（施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等）

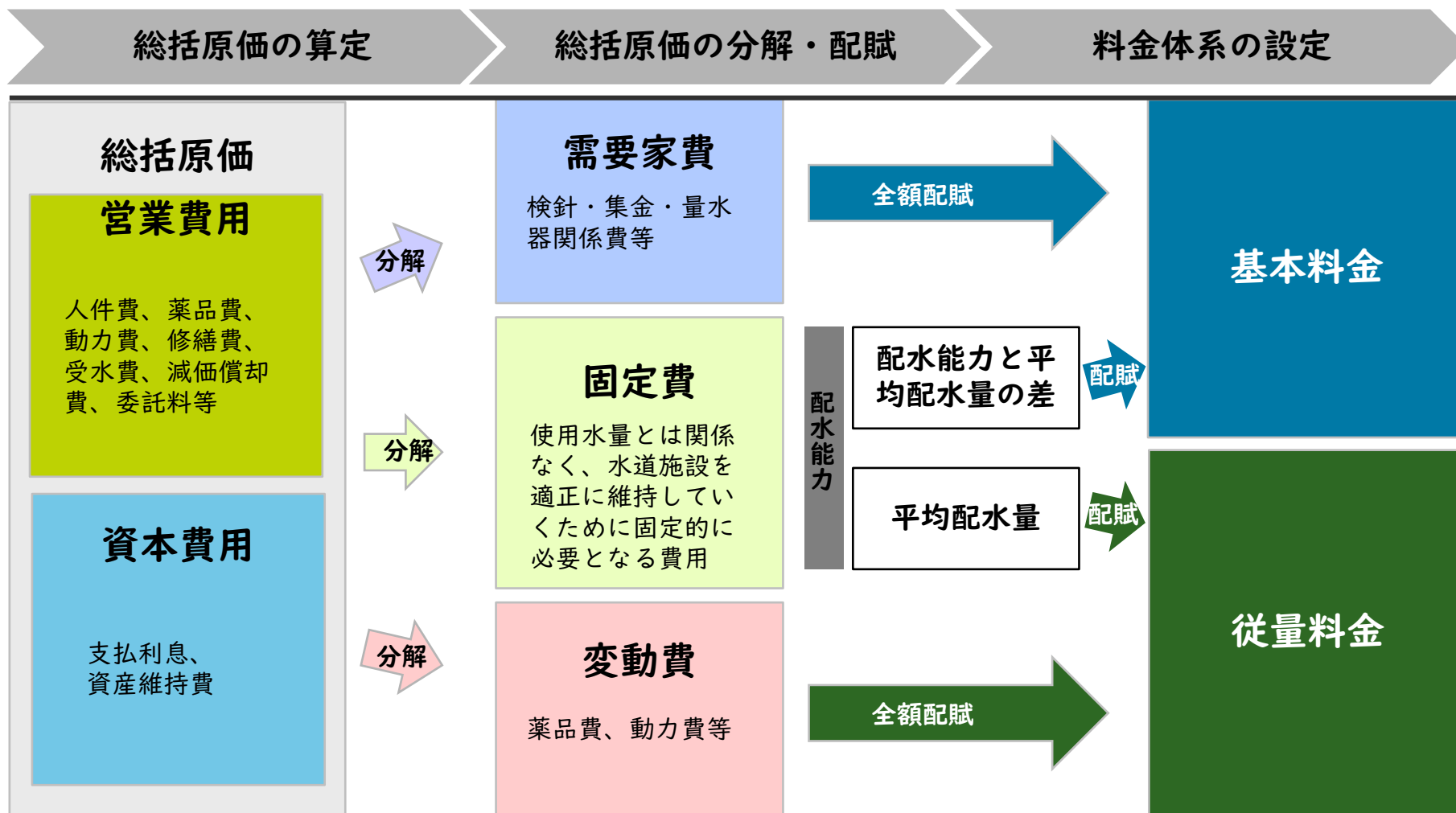
変動費

使用水量の多寡に応じて増減する費用
（薬品費、動力費等）

3 新料金体系（案）

3.3 基本料金と従量料金の算定方法

水道料金算定要領では、次の流れで基本料金と従量料金を算定することが示されています。本市でも、算定要領に基づき、次の流れで検討を行います。



3 新料金体系（案）

3.4 料金体系の検討事項

料金体系の設定における一般的な検討事項は、次の7点です。

②基本水量 (本市は設定なし)		①基本料金と従量料金の収入割合		(2か月、税抜)																	
用途	口径	基本料金	従量料金単価 (/m³)																		
③口径別基本料金	13mm	1,700円	⑤水量区画 <table><tr><th>使用水量 (m³)</th><th>料金単価 (円/1m³)</th></tr><tr><td>1～10</td><td>10円</td></tr><tr><td>11～20</td><td>65円</td></tr><tr><td>21～40</td><td>120円</td></tr><tr><td>41～60</td><td>165円</td></tr><tr><td>61～100</td><td>185円</td></tr><tr><td>101～200</td><td>210円</td></tr><tr><td>201以上</td><td>225円</td></tr></table>			使用水量 (m³)	料金単価 (円/1m³)	1～10	10円	11～20	65円	21～40	120円	41～60	165円	61～100	185円	101～200	210円	201以上	225円
	使用水量 (m³)	料金単価 (円/1m³)																			
	1～10	10円																			
	11～20	65円																			
	21～40	120円																			
	41～60	165円																			
	61～100	185円																			
	101～200	210円																			
	201以上	225円																			
	20mm	2,500円																			
25mm	3,700円																				
40mm	14,700円																				
50mm	26,900円																				
75mm	53,400円																				
100mm	104,000円																				
150mm	197,000円																				
200mm	347,000円																				
300mm	777,000円																				
⑦用途別料金																					
公衆浴場用	200m³まで 9,000円		201m³以上 125円																		
臨時用	20m³まで 10,800円		21m³以上 485円																		
		④従量料金の逦増度 (最低従量単価) ⑥口径別の従量料金 (本市は設定なし)																			

④従量料金の通増度
(最低従量単価)
⑥口径別の従量料金
(本市は設定なし)

3 新料金体系（案）

3.5 料金体系の検討事項①②

水道料金算定要領の料金体系の設定における一般的な検討事項に基づき、本市の現状と検討方針を示します。

①基本料金と従量料金の収入割合、②基本水量については次のとおりです。

【料金体系の検討事項①・②】

検討事項	水道料金算定要領の考え方	現状	検討方針
①基本料金と従量料金の収入割合	➤ P10①総括原価の設定、②総括原価の配賦により、それぞれ基本料金と従量料金に配賦する。 ➤ 基本料金の割合を高めることで、水需要に影響されにくく、企業経営を安定的に行いやすくなる。	➤ 前回の料金改定時の見込みに対して、給水戸数が増加し、使用水量が減少したことから、実際の基本料金と従量料金の収入割合（令和6年度実績値）は36%：64%となっています。	➤ 経営の安定を図る観点から、算定要領の考え方に基づき算定します。
②基本水量（本市は設定なし）	➤ 基本水量を付与する料金は、漸進的に解消する。	➤ 本市は、基本水量を設定していません。	➤ 引き続き設定しない方針です。

3 新料金体系（案）

3.6 料金体系の検討事項③④

③口径別基本料金、④従量料金の逡増度（最低従量単価）については次のとおりです。

【料金体系の検討事項③・④】

検討事項	水道料金算定要領の考え方	現状	検討方針
③口径別基本料金	➤ P10②総括原価の配賦により、量水器の口径別取得価格や使用実態に応じて口径別に設定する。	➤ 使用者が多い口径13mmと20mmでは、県内の他団体平均とほぼ同水準です。	➤ 算定要領の考え方に基づき、口径ごとに必要な費用や需要実態等を勘案して決定し、必要に応じて調整します。
④従量料金の逡増度（最低従量単価）	➤ 均一料金を原則とする。 ➤ 一方、多量使用の抑制（又は促進）のため、逡増（又は逡減）制を設定することができる。	➤ 逡増制を採用しており、逡増度は他団体平均比で高くなっています。 ➤ そのため、大口使用者の水需要の影響を受けやすい体系となっています。	➤ 水需要が減少傾向にある中でも安定した給水収益を確保するため、逡増度を緩和します。 ➤ 一方で、少量使用者の負担が急激に大きくなりないうよう留意します。

3 新料金体系（案）

3.7 料金体系の検討事項⑤⑥⑦

⑤従量料金の水量区画、⑥口径別の従量料金、⑦用途別料金については次のとおりです。

【料金体系の検討事項⑤・⑥・⑦】

検討事項	水道料金算定要領の考え方	現状	検討方針
⑤従量料金の水量区画	➤ 給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。	➤ 7段階の水量区画です。 ➤ 基本水量を設定していない県内他市の団体では、本市のように1m ³ ～10m ³ の区画を設定している団体はありません。	➤ 1～10m ³ と11～20m ³ の区画について、逡増度を緩和するため、統合することを検討します。
⑥口径別の従量料金 （本市は設定なし）	➤ 従量料金は使用水量に応じて負担すべきであり、口径等にかかわらず、均一料金を原則とする。	➤ 本市は、口径別の従量料金を設定していません。	➤ 引き続き設定しない方針です。
⑦用途別料金	➤ 用途別料金は、漸進的に解消する。	➤ 本市は、公衆浴場用、臨時用を設定しています。	➤ 引き続き公衆浴場用、臨時用のみ設定する方針です。

3 新料金体系（案）

3.8 料金体系の具体的な検討

新料金体系案の検討においては、水需要が減少傾向にある大口使用者に依存する体系を見直すことで、従量料金の逦増度を緩和しつつ、少量使用者の負担が急激に増えないようにする必要がありますと考えています。そこで、次の表の基本料金2パターン、従量料金4パターンについて検討します。

なお、それぞれの体系案の算定に当たっては「水道料金算定要領」に基づいて算定しており、改定時期は、令和10年4月に改定する仮定としています。

【基本料金】

パターン①	算定要領どおり算定した体系案
パターン②	パターン①で急激に負担が増加する口径の単価を他の口径で調整した体系案

【従量料金】

パターン①	逦増制を廃止し、単一型とした体系案
パターン②	逦増度を維持し、現行体系に即した体系案
パターン③	逦増度を緩和し、少量使用者に配慮した体系案
パターン④	逦増度を緩和し、水量区画を統合した体系案

3 新料金体系（案）

3.9 料金体系表（基本料金）

PI7により算定した体系案（基本料金）は、次のとおりです。

パターン①は、改定がない口径がある一方で急激に負担が増加する口径があるため、その負担を他口径で調整したパターン②が望ましい案と考えています。

（2か月、税抜）

用途	口径	現行	パターン①			パターン②		
			金額	差額	改定率	金額	差額	改定率
専用栓	13mm	1,700円	1,700円	0円	0.0%	2,100円	400円	23.5%
	20mm	2,500円	3,500円	1,000円	40.0%	3,200円	700円	28.0%
	25mm	3,700円	5,200円	1,500円	40.5%	4,600円	900円	24.3%
	40mm	14,700円	16,400円	1,700円	11.6%	17,900円	3,200円	21.8%
	50mm	26,900円	28,000円	1,100円	4.1%	32,700円	5,800円	21.6%
	75mm	53,400円	58,100円	4,700円	8.8%	65,000円	11,600円	21.7%
	100mm	104,000円	119,800円	15,800円	15.2%	126,300円	22,300円	21.4%
	150mm	197,000円	235,000円	38,000円	19.3%	235,000円	38,000円	19.3%
	200mm	347,000円	484,600円	137,600円	39.7%	484,600円	137,600円	39.7%
	300mm	777,000円	744,300円	△32,700円	△4.2%	744,300円	△32,700円	△4.2%
公衆浴場用	200㎥まで	9,000円	11,200円	2,200円	24.4%	11,200円	2,200円	24.4%
臨時用	20㎥まで	10,800円	13,500円	2,700円	25.0%	13,500円	2,700円	25.0%

3 新料金体系（案）

3.10 料金体系表（従量料金）

PI7により算定した体系案（従量料金）は、次のとおりです。

（2か月、税抜）

用途	使用水量 (m^3)	現行	パターン① (逦増廃止)	パターン② (逦増度維持)	パターン③ (逦増度緩和)	パターン④ (逦増度緩和・ 20 m^3 統合)
専用栓	1～10	10円	129円	12円	27円	52円
	11～20	65円	129円	72円	82円	
	21～40	120円	129円	134円	137円	137円
	41～60	165円	129円	184円	182円	182円
	61～100	185円	129円	206円	202円	202円
	101～200	210円	129円	234円	227円	227円
	201以上	225円	129円	270円	242円	242円
公衆浴場用	201 m^3 以上	125円	156円	156円	156円	156円
臨時用	21 m^3 以上	485円	606円	606円	606円	606円

3 新料金体系（案）

3.11 料金体系表まとめ（従量料金）

従量料金の体系案について、それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。大口使用者と少量使用者の公平性の観点から逓増度を緩和することができるパターン④が望ましい案と考えています。

【従量料金（案）ごとのメリット・デメリット】

	説明	メリット	デメリット
パターン① （逓増廃止）	➤ 水道料金算定要領に基づき、全区画で一律129円に改定する。	➤ 逓増度がないため、区画ごとの公平性が保たれる。 ➤ 水需要の影響を受けにくく、安定的な収入が見込める。	➤ 少量使用者の負担が急激に増加する。
パターン② （逓増度維持）	➤ 1～10m³で2円改定し、201m³以上は現体系の逓増度を維持するよう改定する。 ➤ 11～200m³の改定額は、他の区画で回収できない原価を現行単価を基に按分して算出した。	➤ 少量使用者へ配慮した体系を維持することで、少量使用者の負担を軽減できる。	➤ 水需要が減少傾向にある中、特に大口使用者の需要の影響を受けやすいことから、安定した収入の確保ができず、健全な経営を妨げる要因となり得る。
パターン③ （逓増度緩和）	➤ 定額改定（全区画で17円改定）	➤ 逓増度を緩和しつつ、少量使用者にも配慮しており、その負担を一定程度軽減できる。	➤ 水道料金算定要領で「水量区画の数は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。」とされている一方、水量区画が多く、水需要の影響を受けやすい。
パターン④ （逓増度緩和・20m³統合）	➤ 定額改定（③と同額）し、1～20m³を統合する。 ➤ 1～20m³の改定額は、定額改定後の同区画の収入見込額を見込水量で除して算出した。	➤ ③より逓増度を緩和し、全使用者が使用する最低水量区画を統合するため、最も水需要の影響を受けにくく、安定的な収入が見込める。	➤ ③より1～20m³の区画の改定率が上がる。

4 今回の審議会のまとめ

4.1 改定後の使用者負担（パターン③④との比較）

水道料金を各体系案のとおりに改定した場合の使用者負担は、次のとおりです。

事務局としては、大口使用者への依存度（逓増度）を緩和しつつ、少量使用者の急激な負担増に配慮する必要があると考えています。そのため、まず、その点に対応できるパターン③とパターン④を取り出して、現行体系と比較します。

2パターンの差は、パターン④の方が最低従量単価が高く、逓増度が緩和でき、将来に向けてより経営が安定します。そのため、パターン④が望ましいと考えます。

【前提】

- ・口径は20mm
- ・用途は一般
- ・実際の請求と合わせ、2か月分で税込みの金額

水量	現行	パターン③			パターン④		
	金額	金額	現行との差額	改定率	金額	現行との差額	改定率
10m ³	2,860円	3,817円	957円	33.5%	4,092円	1,232円	43.1%
20m ³	3,575円	4,719円	1,144円	32.0%	4,664円	1,089円	30.5%
40m ³	6,215円	7,733円	1,518円	24.4%	7,678円	1,463円	23.5%
60m ³	9,845円	11,737円	1,892円	19.2%	11,682円	1,837円	18.7%
100m ³	17,985円	20,625円	2,640円	14.7%	20,570円	2,585円	14.4%
200m ³	41,085円	45,595円	4,510円	11.0%	45,540円	4,455円	10.8%
1,000m ³	239,085円	258,555円	19,470円	8.1%	258,500円	19,415円	8.1%

4 今回の審議会のまとめ

4.2 改定後の使用者負担（パターン①②との比較）

水道料金を各体系案のとおりに改定した場合の使用者負担は、次のとおりです。

パターン①は、少量使用者の改定額が大きく、急激な負担増であり、望ましくないと考えます。
パターン②は、現在の逡増度を維持しているため、表中で使用水量ごとの改定内容にバランスがとれているように見えますが、大口使用者の水需要の影響を受けやすい体系であり、その需要が減少傾向にあることから、現状の課題を解決できず、問題を将来に先送りすることになり、望ましくないと考えます。

【前提】

- ・口径は20mm
- ・用途は一般
- ・実際の請求と合わせ、2か月分で税込みの金額

水量	現行	パターン①			パターン②		
	金額	金額	現行との差額	改定率	金額	現行との差額	改定率
10m ³	2,860円	4,939円	2,079円	72.7%	3,652円	792円	27.7%
20m ³	3,575円	6,358円	2,783円	77.8%	4,444円	869円	24.3%
40m ³	6,215円	9,196円	2,981円	48.0%	7,392円	1,177円	18.9%
60m ³	9,845円	12,034円	2,189円	22.2%	11,440円	1,595円	16.2%
100m ³	17,985円	17,710円	△275円	△1.5%	20,504円	2,519円	14.0%
200m ³	41,085円	31,900円	△9,185円	△22.4%	46,244円	5,159円	12.6%
1,000m ³	239,085円	145,420円	△93,665円	△39.2%	283,844円	44,759円	18.7%

4 今回の審議会のまとめ

4.3 新料金表（案）

今回の審議会では、前回の審議会で料金改定率25%の案が採用されたことから、当該料金改定率に基づき体系案を示しました。各パターンの比較の結果、負担が大きくなる少量使用者に配慮しつつ、水需要が減少傾向にある中で最も安定的な収入が見込めるパターン④（下表）が望ましい案と考えています。

（2か月、税抜）

②新基本料金（案）＋④新従量料金（案）（20㎡統合・逡増度緩和）																	
用途	口径	新基本料金（案）	新従量料金単価（/㎡）（案）														
専用栓	13mm	2,100円	<table><tr><th>使用水量 (㎡)</th><th>料金単価 (円/1㎡)</th></tr><tr><td>1～20</td><td>52円</td></tr><tr><td>21～40</td><td>137円</td></tr><tr><td>41～60</td><td>182円</td></tr><tr><td>61～100</td><td>202円</td></tr><tr><td>101～200</td><td>227円</td></tr><tr><td>201以上</td><td>242円</td></tr></table>	使用水量 (㎡)	料金単価 (円/1㎡)	1～20	52円	21～40	137円	41～60	182円	61～100	202円	101～200	227円	201以上	242円
	使用水量 (㎡)	料金単価 (円/1㎡)															
	1～20	52円															
	21～40	137円															
	41～60	182円															
	61～100	202円															
	101～200	227円															
	201以上	242円															
	20mm	3,200円															
	25mm	4,600円															
40mm	17,900円																
50mm	32,700円																
75mm	65,000円																
100mm	126,300円																
150mm	235,000円																
200mm	484,600円																
300mm	744,300円																
公衆浴場用	200㎡まで 11,200円		201㎡以上 156円														
臨時用	20㎡まで 13,500円		21㎡以上 606円														

参考資料

(口径別・使用水量別の料金の現行単価からの変動

：基本料金パターン②、従量料金パターン①～④)

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン①、～60m³)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
10m ³	現行	1,800	2,600	3,800	14,800	27,000	53,500	104,100	197,100	347,100	777,100
	新	3,390	4,490	5,890	19,190	33,990	66,290	127,590	236,290	485,890	745,590
	差額	1,590	1,890	2,090	4,390	6,990	12,790	23,490	39,190	138,790	△31,510
	改定率	88.3%	72.7%	55.0%	29.7%	25.9%	23.9%	22.6%	19.9%	40.0%	△4.1%
20m ³	現行	2,450	3,250	4,450	15,450	27,650	54,150	104,750	197,750	347,750	777,750
	新	4,680	5,780	7,180	20,480	35,280	67,580	128,880	237,580	487,180	746,880
	差額	2,230	2,530	2,730	5,030	7,630	13,430	24,130	39,830	139,430	△30,870
	改定率	91.0%	77.8%	61.3%	32.6%	27.6%	24.8%	23.0%	20.1%	40.1%	△4.0%
40m ³	現行	4,850	5,650	6,850	17,850	30,050	56,550	107,150	200,150	350,150	780,150
	新	7,260	8,360	9,760	23,060	37,860	70,160	131,460	240,160	489,760	749,460
	差額	2,410	2,710	2,910	5,210	7,810	13,610	24,310	40,010	139,610	△30,690
	改定率	49.7%	48.0%	42.5%	29.2%	26.0%	24.1%	22.7%	20.0%	39.9%	△3.9%
60m ³	現行	8,150	8,950	10,150	21,150	33,350	59,850	110,450	203,450	353,450	783,450
	新	9,840	10,940	12,340	25,640	40,440	72,740	134,040	242,740	492,340	752,040
	差額	1,690	1,990	2,190	4,490	7,090	12,890	23,590	39,290	138,890	△31,410
	改定率	20.7%	22.2%	21.6%	21.2%	21.3%	21.5%	21.4%	19.3%	39.3%	△4.0%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン①、100m³～)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
100m³	現行	15,550	16,350	17,550	28,550	40,750	67,250	117,850	210,850	360,850	790,850
	新	15,000	16,100	17,500	30,800	45,600	77,900	139,200	247,900	497,500	757,200
	差額	△550	△250	△50	2,250	4,850	10,650	21,350	37,050	136,650	△33,650
	改定率	△3.5%	△1.5%	△0.3%	7.9%	11.9%	15.8%	18.1%	17.6%	37.9%	△4.3%
200m³	現行	36,550	37,350	38,550	49,550	61,750	88,250	138,850	231,850	381,850	811,850
	新	27,900	29,000	30,400	43,700	58,500	90,800	152,100	260,800	510,400	770,100
	差額	△8,650	△8,350	△8,150	△5,850	△3,250	2,550	13,250	28,950	128,550	△41,750
	改定率	△23.7%	△22.4%	△21.1%	△11.8%	△5.3%	2.9%	9.5%	12.5%	33.7%	△5.1%
1,000m³	現行	216,550	217,350	218,550	229,550	241,750	268,250	318,850	411,850	561,850	991,850
	新	131,100	132,200	133,600	146,900	161,700	194,000	255,300	364,000	613,600	873,300
	差額	△85,450	△85,150	△84,950	△82,650	△80,050	△74,250	△63,550	△47,850	51,750	△118,550
	改定率	△39.5%	△39.2%	△38.9%	△36.0%	△33.1%	△27.7%	△19.9%	△11.6%	9.2%	△12.0%
2,000m³	現行	441,550	442,350	443,550	454,550	466,750	493,250	543,850	636,850	786,850	1,216,850
	新	260,100	261,200	262,600	275,900	290,700	323,000	384,300	493,000	742,600	1,002,300
	差額	△181,450	△181,150	△180,950	△178,650	△176,050	△170,250	△159,550	△143,850	△44,250	△214,550
	改定率	△41.1%	△41.0%	△40.8%	△39.3%	△37.7%	△34.5%	△29.3%	△22.6%	△5.6%	△17.6%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン②、～60m³)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
10m³	現行	1,800	2,600	3,800	14,800	27,000	53,500	104,100	197,100	347,100	777,100
	新	2,220	3,320	4,720	18,020	32,820	65,120	126,420	235,120	484,720	744,420
	差額	420	720	920	3,220	5,820	11,620	22,320	38,020	137,620	△32,680
	改定率	23.3%	27.7%	24.2%	21.8%	21.6%	21.7%	21.4%	19.3%	39.6%	△4.2%
20m³	現行	2,450	3,250	4,450	15,450	27,650	54,150	104,750	197,750	347,750	777,750
	新	2,940	4,040	5,440	18,740	33,540	65,840	127,140	235,840	485,440	745,140
	差額	490	790	990	3,290	5,890	11,690	22,390	38,090	137,690	△32,610
	改定率	20.0%	24.3%	22.2%	21.3%	21.3%	21.6%	21.4%	19.3%	39.6%	△4.2%
40m³	現行	4,850	5,650	6,850	17,850	30,050	56,550	107,150	200,150	350,150	780,150
	新	5,620	6,720	8,120	21,420	36,220	68,520	129,820	238,520	488,120	747,820
	差額	770	1,070	1,270	3,570	6,170	11,970	22,670	38,370	137,970	△32,330
	改定率	15.9%	18.9%	18.5%	20.0%	20.5%	21.2%	21.2%	19.2%	39.4%	△4.1%
60m³	現行	8,150	8,950	10,150	21,150	33,350	59,850	110,450	203,450	353,450	783,450
	新	9,300	10,400	11,800	25,100	39,900	72,200	133,500	242,200	491,800	751,500
	差額	1,150	1,450	1,650	3,950	6,550	12,350	23,050	38,750	138,350	△31,950
	改定率	14.1%	16.2%	16.3%	18.7%	19.6%	20.6%	20.9%	19.0%	39.1%	△4.1%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン②、100m³～)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
100m ³	現行	15,550	16,350	17,550	28,550	40,750	67,250	117,850	210,850	360,850	790,850
	新	17,540	18,640	20,040	33,340	48,140	80,440	141,740	250,440	500,040	759,740
	差額	1,990	2,290	2,490	4,790	7,390	13,190	23,890	39,590	139,190	△31,110
	改定率	12.8%	14.0%	14.2%	16.8%	18.1%	19.6%	20.3%	18.8%	38.6%	△3.9%
200m ³	現行	36,550	37,350	38,550	49,550	61,750	88,250	138,850	231,850	381,850	811,850
	新	40,940	42,040	43,440	56,740	71,540	103,840	165,140	273,840	523,440	783,140
	差額	4,390	4,690	4,890	7,190	9,790	15,590	26,290	41,990	141,590	△28,710
	改定率	12.0%	12.6%	12.7%	14.5%	15.9%	17.7%	18.9%	18.1%	37.1%	△3.5%
1,000m ³	現行	216,550	217,350	218,550	229,550	241,750	268,250	318,850	411,850	561,850	991,850
	新	256,940	258,040	259,440	272,740	287,540	319,840	381,140	489,840	739,440	999,140
	差額	40,390	40,690	40,890	43,190	45,790	51,590	62,290	77,990	177,590	7,290
	改定率	18.7%	18.7%	18.7%	18.8%	18.9%	19.2%	19.5%	18.9%	31.6%	0.7%
2,000m ³	現行	441,550	442,350	443,550	454,550	466,750	493,250	543,850	636,850	786,850	1,216,850
	新	526,940	528,040	529,440	542,740	557,540	589,840	651,140	759,840	1,009,440	1,269,140
	差額	85,390	85,690	85,890	88,190	90,790	96,590	107,290	122,990	222,590	52,290
	改定率	19.3%	19.4%	19.4%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%	19.3%	28.3%	4.3%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン③、～60m³)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
10m ³	現行	1,800	2,600	3,800	14,800	27,000	53,500	104,100	197,100	347,100	777,100
	新	2,370	3,470	4,870	18,170	32,970	65,270	126,570	235,270	484,870	744,570
	差額	570	870	1,070	3,370	5,970	11,770	22,470	38,170	137,770	△32,530
	改定率	31.7%	33.5%	28.2%	22.8%	22.1%	22.0%	21.6%	19.4%	39.7%	△4.2%
20m ³	現行	2,450	3,250	4,450	15,450	27,650	54,150	104,750	197,750	347,750	777,750
	新	3,190	4,290	5,690	18,990	33,790	66,090	127,390	236,090	485,690	745,390
	差額	740	1,040	1,240	3,540	6,140	11,940	22,640	38,340	137,940	△32,360
	改定率	30.2%	32.0%	27.9%	22.9%	22.2%	22.0%	21.6%	19.4%	39.7%	△4.2%
40m ³	現行	4,850	5,650	6,850	17,850	30,050	56,550	107,150	200,150	350,150	780,150
	新	5,930	7,030	8,430	21,730	36,530	68,830	130,130	238,830	488,430	748,130
	差額	1,080	1,380	1,580	3,880	6,480	12,280	22,980	38,680	138,280	△32,020
	改定率	22.3%	24.4%	23.1%	21.7%	21.6%	21.7%	21.4%	19.3%	39.5%	△4.1%
60m ³	現行	8,150	8,950	10,150	21,150	33,350	59,850	110,450	203,450	353,450	783,450
	新	9,570	10,670	12,070	25,370	40,170	72,470	133,770	242,470	492,070	751,770
	差額	1,420	1,720	1,920	4,220	6,820	12,620	23,320	39,020	138,620	△31,680
	改定率	17.4%	19.2%	18.9%	20.0%	20.4%	21.1%	21.1%	19.2%	39.2%	△4.0%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン③、100m³～)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
100m ³	現行	15,550	16,350	17,550	28,550	40,750	67,250	117,850	210,850	360,850	790,850
	新	17,650	18,750	20,150	33,450	48,250	80,550	141,850	250,550	500,150	759,850
	差額	2,100	2,400	2,600	4,900	7,500	13,300	24,000	39,700	139,300	△31,000
	改定率	13.5%	14.7%	14.8%	17.2%	18.4%	19.8%	20.4%	18.8%	38.6%	△3.9%
200m ³	現行	36,550	37,350	38,550	49,550	61,750	88,250	138,850	231,850	381,850	811,850
	新	40,350	41,450	42,850	56,150	70,950	103,250	164,550	273,250	522,850	782,550
	差額	3,800	4,100	4,300	6,600	9,200	15,000	25,700	41,400	141,000	△29,300
	改定率	10.4%	11.0%	11.2%	13.3%	14.9%	17.0%	18.5%	17.9%	36.9%	△3.6%
1,000m ³	現行	216,550	217,350	218,550	229,550	241,750	268,250	318,850	411,850	561,850	991,850
	新	233,950	235,050	236,450	249,750	264,550	296,850	358,150	466,850	716,450	976,150
	差額	17,400	17,700	17,900	20,200	22,800	28,600	39,300	55,000	154,600	△15,700
	改定率	8.0%	8.1%	8.2%	8.8%	9.4%	10.7%	12.3%	13.4%	27.5%	△1.6%
2,000m ³	現行	441,550	442,350	443,550	454,550	466,750	493,250	543,850	636,850	786,850	1,216,850
	新	475,950	477,050	478,450	491,750	506,550	538,850	600,150	708,850	958,450	1,218,150
	差額	34,400	34,700	34,900	37,200	39,800	45,600	56,300	72,000	171,600	1,300
	改定率	7.8%	7.8%	7.9%	8.2%	8.5%	9.2%	10.4%	11.3%	21.8%	0.1%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン④、～60m³)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
10m ³	現行	1,800	2,600	3,800	14,800	27,000	53,500	104,100	197,100	347,100	777,100
	新	2,620	3,720	5,120	18,420	33,220	65,520	126,820	235,520	485,120	744,820
	差額	820	1,120	1,320	3,620	6,220	12,020	22,720	38,420	138,020	△32,280
	改定率	45.6%	43.1%	34.7%	24.5%	23.0%	22.5%	21.8%	19.5%	39.8%	△4.2%
20m ³	現行	2,450	3,250	4,450	15,450	27,650	54,150	104,750	197,750	347,750	777,750
	新	3,140	4,240	5,640	18,940	33,740	66,040	127,340	236,040	485,640	745,340
	差額	690	990	1,190	3,490	6,090	11,890	22,590	38,290	137,890	△32,410
	改定率	28.2%	30.5%	26.7%	22.6%	22.0%	22.0%	21.6%	19.4%	39.7%	△4.2%
40m ³	現行	4,850	5,650	6,850	17,850	30,050	56,550	107,150	200,150	350,150	780,150
	新	5,880	6,980	8,380	21,680	36,480	68,780	130,080	238,780	488,380	748,080
	差額	1,030	1,330	1,530	3,830	6,430	12,230	22,930	38,630	138,230	△32,070
	改定率	21.2%	23.5%	22.3%	21.5%	21.4%	21.6%	21.4%	19.3%	39.5%	△4.1%
60m ³	現行	8,150	8,950	10,150	21,150	33,350	59,850	110,450	203,450	353,450	783,450
	新	9,520	10,620	12,020	25,320	40,120	72,420	133,720	242,420	492,020	751,720
	差額	1,370	1,670	1,870	4,170	6,770	12,570	23,270	38,970	138,570	△31,730
	改定率	16.8%	18.7%	18.4%	19.7%	20.3%	21.0%	21.1%	19.2%	39.2%	△4.1%

口径別・使用水量別の料金 (基本料金パターン②・従量料金パターン④、100m³～)

(2か月、円、税抜)

		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
100m ³	現行	15,550	16,350	17,550	28,550	40,750	67,250	117,850	210,850	360,850	790,850
	新	17,600	18,700	20,100	33,400	48,200	80,500	141,800	250,500	500,100	759,800
	差額	2,050	2,350	2,550	4,850	7,450	13,250	23,950	39,650	139,250	△31,050
	改定率	13.2%	14.4%	14.5%	17.0%	18.3%	19.7%	20.3%	18.8%	38.6%	△3.9%
200m ³	現行	36,550	37,350	38,550	49,550	61,750	88,250	138,850	231,850	381,850	811,850
	新	40,300	41,400	42,800	56,100	70,900	103,200	164,500	273,200	522,800	782,500
	差額	3,750	4,050	4,250	6,550	9,150	14,950	25,650	41,350	140,950	△29,350
	改定率	10.3%	10.8%	11.0%	13.2%	14.8%	16.9%	18.5%	17.8%	36.9%	△3.6%
1,000m ³	現行	216,550	217,350	218,550	229,550	241,750	268,250	318,850	411,850	561,850	991,850
	新	233,900	235,000	236,400	249,700	264,500	296,800	358,100	466,800	716,400	976,100
	差額	17,350	17,650	17,850	20,150	22,750	28,550	39,250	54,950	154,550	△15,750
	改定率	8.0%	8.1%	8.2%	8.8%	9.4%	10.6%	12.3%	13.3%	27.5%	△1.6%
2,000m ³	現行	441,550	442,350	443,550	454,550	466,750	493,250	543,850	636,850	786,850	1,216,850
	新	475,900	477,000	478,400	491,700	506,500	538,800	600,100	708,800	958,400	1,218,100
	差額	34,350	34,650	34,850	37,150	39,750	45,550	56,250	71,950	171,550	1,250
	改定率	7.8%	7.8%	7.9%	8.2%	8.5%	9.2%	10.3%	11.3%	21.8%	0.1%

用語解説

用語名		説明
あ	維持管理費	日常の水道施設の維持管理に要する経費をいいます。施設の電気代等の動力費、薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成されます。
か	企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債（国などからの長期借入金）をいいます。
	企業債残高対給水収益比率	給水収益に対して企業債残高がどの程度あるかを見るための指標です。算出式は、次のとおりです。 企業債残高／給水収益（％）
	給水収益	水道事業会計における営業収益の一つです。水道料金の収益がこれに当たります。
	経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する中長期的な経営の基本計画をいいます。
	減価償却費	土地などを除く固定資産（建物、管路など）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたって合理的かつ計画的に費用として負担させるための会計上の処理を減価償却といい、この処理によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。現金支出を伴わない費用です。
さ	資産維持率	今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準をいいます。
	従量料金	水道料金のうち、水の使用量に応じて負担する料金をいいます。
	受水	水道事業者が水道用水供給事業者から浄化した水（水道用水）の供給を受けることをいいます。

用語名		説明
	水道料金算定要領	公益社団法人日本水道協会が発行している水道料金の在り方や具体的算定方法についてまとめられた要領をいいます。
た	逓増度	逓増制の強弱を示す度合いをいいます。算出式は、次のとおりです。 (従量料金の) 最高単価／最低単価
	投資・財政計画	投資試算と財源試算から構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画をいいます。
	当年度純利益	総収益から総費用を差し引き、プラスの場合は当年度純利益といいます。なお、マイナスの場合は、当年度純損失といいます。